

覚 書

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所（以下、「甲」という）と〇〇大学（以下、「乙」という）とは、甲がヤフー株式会社と締結している契約の下に、本覚書第1条に定める本件情報を、甲が実施する情報検索システム評価用テストコレクション構築プロジェクト（以下「本件プロジェクト」という）への参加を希望する者、または、本件プロジェクトに関連する研究を実施している者のうち、本件情報を利用することを希望する者である乙に対して、甲が提供することに関して、以下の通り覚書（以下、「本覚書」という）を結ぶものとする。

（提供情報の内容）

第1条 本覚書における「本件情報」とは、ヤフー株式会社が提供する知識検索サービス、「Yahoo!知恵袋」の利用者が行なう投稿に関する以下のデータをいい、その全部または一部を問わず、かつその複製物（複製を行った主体を問わない）を含む。

（本件情報）

ヤフー株式会社が運営する知識検索サービス「Yahoo!知恵袋」の利用者が行なう投稿に関するデータとして2004年4月から2009年4月までの間に蓄積されたもののうち、甲が指定する質問約1,600万件及び回答約5,000万件分

（権利の帰属）

第2条 本件情報を構成する「Yahoo!知恵袋」の利用者が行なった個々の投稿に関する著作権は、当該個々の投稿にかかる投稿者等に帰属し、本件情報に関する配置、編集に関する全ての著作権は、ヤフー株式会社に帰属する。

（利用許諾）

第3条 甲は、乙に対して本件情報の利用を許諾する。

2 本件情報の利用に対する対価は、これを無料とする。

（利用許諾の範囲）

第4条 乙は、本件プロジェクトにかかる研究、または、本件プロジェクトに関連する研究を遂行するにあたり本件情報をその分析対象とするものとし、かつ本件情報を利用した研究の成果を発表するために必要な範囲を超えて利用してはならないものとする。

2 本契約において本件情報を利用する者の範囲は、下記の研究代表者および当該研究代表者と同一組織（研究室、グループ、プロジェクト等の名称を問わない。）に所属し、直接に共同して研究を行う者（以下「研究グループ」という）とする。

記

研究代表者

所属・職名： ○○○○研究科 ×××専攻・教授

氏名： ○○ □□

以上

3 乙は、本件情報を利用した研究を行なうために必要な場合、および当該研究の成果を発表するために必要な場合を除いて、本件情報を複製してはならないものとする。

4 乙は、自己の責任において、第2項に定める研究グループに対して開示、または提供する場合を除き、甲の承諾なく本件情報を第三者に対して開示、提供、貸与、公衆送信、配布等をしないものとする。

5 乙は、第2項に定める研究グループの名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

（提供の方法）

第5条 甲は、本件情報を乙に提供する場合、電子的手段によるファイル転送等適宜の方法を用いることができるものとする。

（研究成果の公表）

第6条 乙は、本件情報を利用した研究の成果を発表する場合、当該発表後、速やかに当該成果にかかる印刷物等の資料、或いは発表論文の場合は、書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）を記載した研究発表報告書、及び、発表論文の別刷りまたは写しを二部、論文発表の都度、甲に贈呈するものとする。

2 乙は、前項の印刷物等または出版物の資料に、本件情報から知得した特定の個人を識別することができる情報を記述等してはならないものとする。

